

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

近年の猛暑傾向を踏まえ、児童生徒の教育環境を確保するため、大府市立神田小学校、北山小学校、大府西中学校、大府北中学校の図書室、大府市立神田小学校のコンピュータ室において、老朽化した空調機を更新します。

円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒の教育環境を確保するため、大府市立大府小学校、石ヶ瀬小へエレベーターを設置し、大府小学校、神田小学校、北山小学校、石ヶ瀬小学校、大府西中学校、大府北中学校において床段差を解消する工事を実施します。

経年劣化による外壁や庇の爆裂による落下防止するため、大府市立共長小学校の北館校舎外壁の改修を行い、老朽化した教室と廊下を仕切る木製間仕切壁の建具や障子の脱落を防止するため、大府市立北山小学校及び大府西中学校の間仕切壁の落下防止工事を行います。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		9 校
中学校		4 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	13 箇所
	共同調理場	0 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	12 箇所
	学校武道場	4 箇所
	社会体育施設	0 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※ ¹	有り	令和3年1月
国土強靱化地域計画※ ²	有り	令和2年9月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>毎年度、5.の目標と実績の達成度合いについて指標等を定めた事業評価表を策定し、計画期間経過後に、その策定した指標等に基づき目標の達成度合いを計測し、評価結果等を市のホームページ等で公表します。</p>

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

防犯対策のため、大府市立大府北中学校において老朽化した門扉を更新します。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		9 校
中学校		4 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	13 箇所
	共同調理場	0 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	12 箇所
	学校武道場	4 箇所
	社会体育施設	0 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有り	令和3年1月
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有り	令和2年9月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

毎年度、5.の目標と実績の達成度合いについて指標等を定めた事業評価表を策定し、計画期間経過後に、その策定した指標等に基づき目標の達成度合いを計測し、評価結果等を市のホームページ等で公表します。

